事例No.	3265
公表年度	R6
団体の属性	都道府県
団体名	北海道

事例区分	公営企業

タグ	・事務の共同実施 ・公共施設の集約化等

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

南檜山圏域における持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和６年１１月号）

先進事例紹介



南檜山圏域における持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組について

北海道道立病院局 経営企画課長
（南檜山メディカルネットワーク事務局長）
関本　徹

はじめに

北海道南西部の日本海側に位置する南檜山第二次医療圏域は、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び離島である奥尻町の５町で構成され、圏域人口が２万人を下回る全国的にみても非常に小規模な二次医療圏です。

この医療圏域は令和２年８月に北海道で初となる地域医療構想に係る国の重点支援区域に認定され、同年９月に地域医療連携推進法人「南檜山メディカルネットワーク」（以下「南檜山メディカルネットワーク」という）を設立し、地域の中核を担う道立江差病院を中心に南檜山圏域の将来の医療ニーズを見据え、医療提供体制の再構築に向けて取り組んでいるところです。

本稿では南檜山圏域の取組として、南檜山メディカルネットワークの設立経緯、設立から現在までの取組などを中心に紹介させていただきます。

なお、本文中意見に渡る部分は私見ですので、あらかじめお断りします（資料１、２）。

地域医療連携推進法人設立の経緯

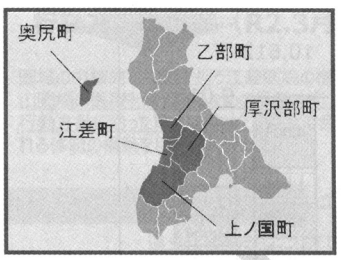
南檜山は前述のとおり非常に小規模な二次医療圏です。地域の人口減少と高齢化が進行する北海道の中においても全道平均を上回るスピードで人口減少等の進行が見込まれ、現在約２万人の人口が2050年には半減するという大変厳しい推計もあります（資料３）。

医療需要が大きく変化する中で、患者数の減少や医師・看護師等の医療従事者の確保がより一層困難な状況にあるなど、医療を取り巻く環境は大変厳しい状況となっており、今ここで将来を見据えた医療提供体制の確保に向けた取組を進めていかなければ、南檜山の医療は守れないとの問題意識がありました。

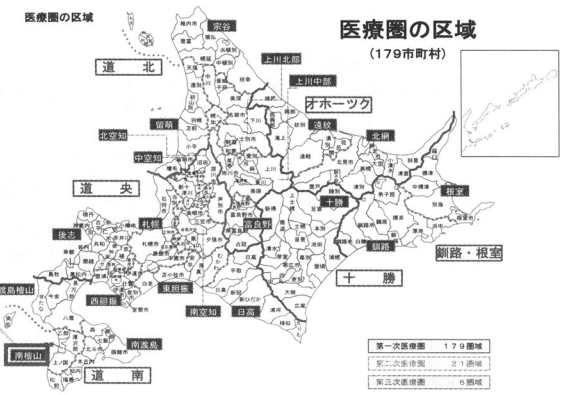
こうした中、北海道及び各町の関係者がこう

資料１

- 北海道南西部の日本海側に位置する南檜山２次医療圏域は、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び離島である奥尻町の５町で構成され、人口が２万人程度と全国的にみても非常に小規模な二次医療圏。
- 全道を上回るスピードで人口減少と高齢化が急速に進行する当圏域において令和２年９月に道と南檜山5町と2つの民間医療法人による**地域医療連携推進法人「南檜山メディカルネットワーク」を設立。**
- また、同年8月に当圏域が重点支援区域に選定され、国の支援も活用しながら、地域の中核を担う道立江差病院を中心に南檜山圏域の将来の医療ニーズを見据え、連携や協力が生かされる新しい仕組みの医療提供体制の整備、人材確保、介護等も含めた再構築に向けて取り組んでいる。

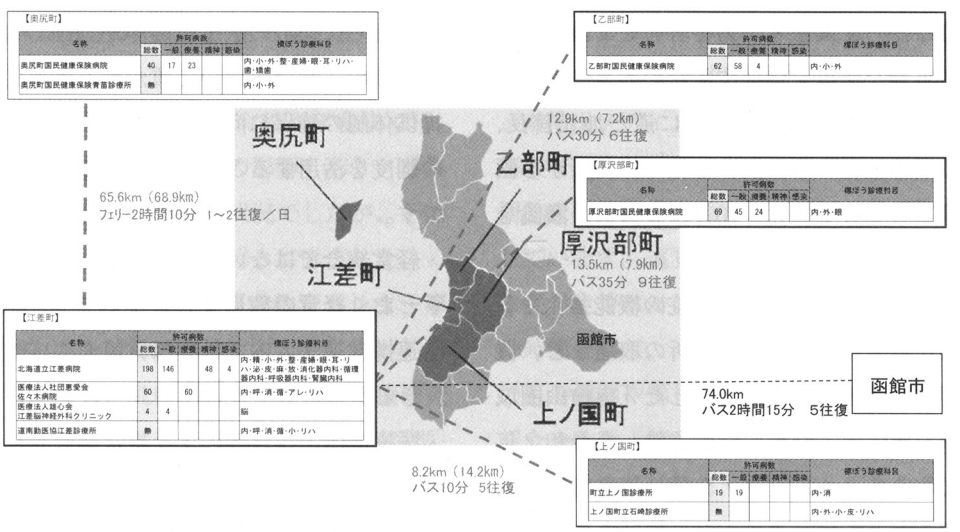


【南檜山二次医療圏】
面積：1,423㎢
人口：19,997人
※R6.1住民基本台帳人口



資料２

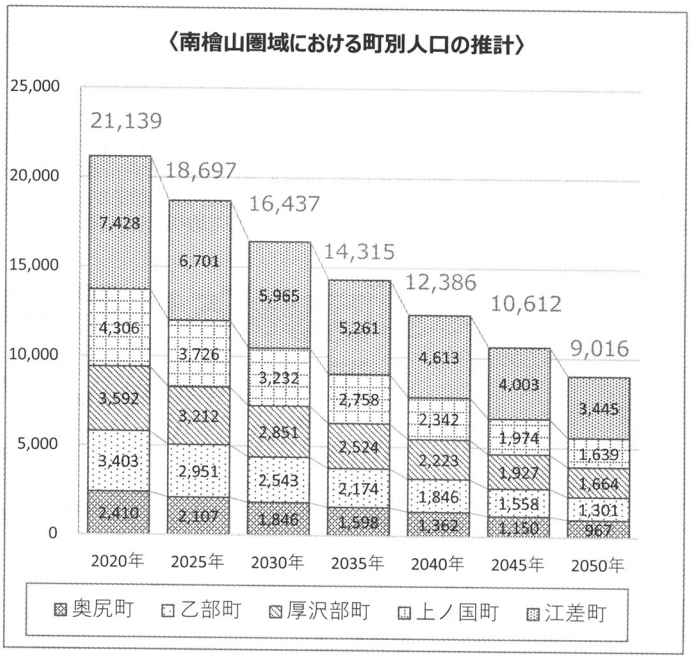
南檜山圏域の医療機関及び位置関係



※ 出典：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課「道内医療機関の名簿」（令和６年４月１日現在）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iryoukikanmeibo.html

※ 表中の距離は、各町役場間の距離（ただし、括弧内は、江差病院から各役場までの距離）

資料３



※出典：国立社会保障・人口研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５（2023）年推計）

した共通認識の下、「南檜山の患者は、できるだけ南檜山で診る」ことを指向し、医師や看護師など限られた医療資源を効果的かつ効率的に活用しながら、関係者が力を合わせて圏域全体で持続可能な医療を確保するための方向性を共有し、これを具体化するために道と地元首長、医療機関の院長、事務長、管轄の保健所が参画した協議の場を令和元年10月に設置し、議論を重ねてきました。

この議論の末、道立江差病院の機能強化や各町立国民健康保険病院・診療所の取組など、機能分担、業務連携の方針を示した「南檜山圏域の医療を確保するための行動方針」を令和２年３月に取りまとめ、医療・介護の連携方策の共有を図るとともに、この方針に掲げる取組の実効性を高め、機能分担や業務連携の検討を進めていくために、地域医療連携推進法人制度を活用し、これまで以上に地域全体で官民を含めた連携を強化することとしました（資料４）。

地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するために複数の医療機関等が参画し、協調連携を高め、地域において質が高く効率的な医療提供体制の確保に向けた制度ですが、我々がこの制度を活用することとした理由は次のとおりです。

・経営統合ではないため、参加法人はこれまでどおり経営の独自性を維持しつつ、地域医療連携推進法人内での連携方策を幅広く設定できること
・医療機関、施設等のトップ（開設者）が主導する連携の仕組みを構築することにより迅速な意思決定が図られること
・官民を含む参加法人が定期的に法人事業の取組の発案や検討・協議を行う場が設置される

資料４

地域医療連携推進法人の設立

問題意識 ：「今ここで、関係者が力を合わせ、将来を見据えた医療提供体制を作り上げていかなければ、人口減少が急速に進む南檜山の医療は守れない」

→ 全道を上回るスピードで人口減少と高齢化の進行が推計される中、将来にわたって必要な医療を確保していくためには、地域医療構想の実現を図っていくことが重要

行動方針の策定（R2.3月）

○ 圏域の中核的な役割を担う江差病院の機能強化と各町立病院等の医療機能のあり方の今後の方向性を示す「南檜山圏域の医療を確保するための行動方針」を地域の関係者で取りまとめ、今後、地域医療連携推進法人制度を活用し、行動方針に沿った取組を進めていくことで合意し、当圏域において住民が将来に渡り、必要な医療・介護サービスを受けられる体制の構築を目指すこととした。

行動方針（R2.3.19策定）の概要

ポイント
- 道立江差病院はこれまでの二次救急医療、一般入院医療のほか、札幌医科大学や南渡島圏域との連携による高度医療の確保と急性期経過後の受け皿としての回復期機能の充実を図る。
- 各町においては、入院医療機能や介護サービス等のニーズに見合った地域包括ケア体制の確保に取り組む

➢ 今後、本行動方針を踏まえ、限られた医療資源を効果的・効率的に活用しながら、関係者が力を合わせ、南檜山圏域全体で将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築に向けて取り組む。
➢ また、本行動方針に基づく取組を関係者が一体となって進めるため、**「地域医療連携推進法人」制度を活用し**、この法人が主体となって取組を行う。

ことにより、情報共有が密になり、連携関係がより一層強化されること

南檜山メディカルネットワークの主な取組

設立後の令和２年度から令和４年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参集しての活動が非常に困難な状況でしたが、そのような中でも様々な取組を行ってきました。

（札幌医科大学の地域医療研究教育センター事業と連携した地域体験研修）

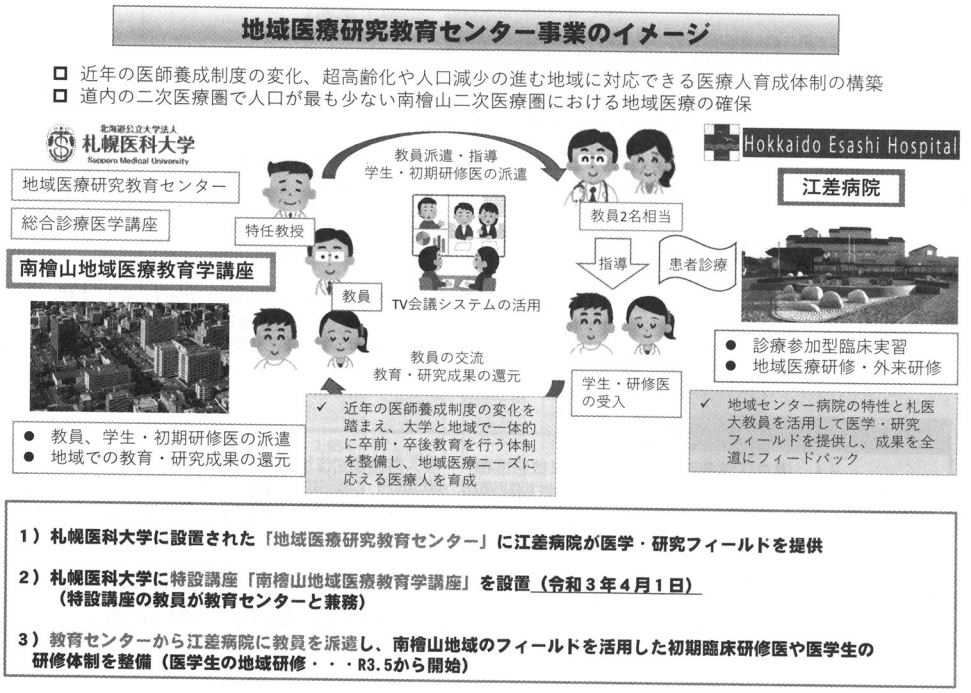
令和３年４月、札幌医科大学に地域医療研究教育センターが設置され、道立江差病院が医学・研究フィールドを提供することとなりました。同時期に札幌医科大学に設置された特設講座「南檜山地域医療教育学講座」の教員２名を道立江差病院で受け入れ、総合診療科に配置しています。

当該２名の医師は、医学生や研修医に対する教育や研究活動等を進めながら、道立江差病院の医師として外来診療や入院患者への診療に従事しています（資料５）。

南檜山メディカルネットワークはこの地域医療教育研究センター事業と連携し、医学生や初期臨床研修医を対象として地域体験研修を実施しています。道立江差病院に地域医療実習に来る医学生等に対して実習の一コマに地域研修等の時間を作り、南檜山の各町が持ち回りで各町の医療機関や福祉施設等の見学のほか、名所の紹介や特徴、特産品など地域の魅力をアピールし、南檜山地域をより深く知ってもらうことを目的とした事業です。

令和３年度は８人、令和４年度は18人、令和５年度は29人に対し研修を実施しており、参加

資料５



した医学生からは「院外に出ることで町の健康を守るためのヒントがあることを教えていただけた」、「大変有意義で貴重な経験だった、またこの地域に来たい」など、高い評価をいただいているところです（資料６）。

（医師派遣）

地域の医療提供体制を確保するため、令和４年度に医師派遣に係る基本的事項を策定しました。派遣を求める医療機関からの要請に基づき、対応可能な場合には、派遣期間や従事する診療内容等を個別に協議し、派遣する医療機関、派遣を受ける医療機関及び南檜山メディカルネットワークの３者で協定を締結し、医師派遣を行うこととしています。

令和４年度と令和５年度にそれぞれ１件、合計２件の医師派遣実施がありました。

（病床機能の検討）

医療機関と行政機関が一体となり、圏域内の医療機能分担や業務連携、病床機能の検討を推進する場として、病床機能検討委員会を令和５年６月に設置しました。

国の技術的支援による分析も活用しながら、各医療機関の現状や今後の医療提供体制に係る課題について意見交換を行い、今年７月に救急対応の集約や看護師確保に向けた取組など、今後の対応の方向性をとりまとめ、北海道医療計画南檜山地域推進方針に反映したところです。今後は、この方向性に沿って具体的取組を進めていく予定です。

（地域住民への理解促進）

南檜山メディカルネットワークの取組や圏域内医療機関の状況について周知するため、令和５年度より法人便りを発行しています。また、

資料６

医学生等に対する地域体験研修

- **札幌医科大学地域医療研究教育センターと連携**し、江差病院で実習する医学生について、実習期間のうち１日を「地域体験研修」実施日とし、**各町が順番に受入**を担当
- 各町は、**地域医療や南檜山への関心**を高めてもらうため、医療・福祉施設見学のほか、名所や特徴、歴史の紹介など自町の魅力や文化、生活環境等を伝えられるよう体験コースを設定
- 令和3年度は８人、令和４年度は１８人、令和５年度は２９人を受入れ
 （このほか函館五稜郭病院から初期臨床研修医３人を受入れ）

【事業概要】
○　江差病院で実習する札幌医科大学の医学生について実習期間のうち１日を「地域体験研修」とし、各町が順番に受入を担当する。（R4.6から初期臨床研修医も受入対象）
○　各町は、自町の魅力や文化、生活環境等を伝えられるよう体験研修コースを企画・実施する。

＜実施例＞
・医療施設、福祉施設の見学
・名所や特徴、歴史の紹介
・食事の場面を活用した特産品等の紹介
・町長との懇談

【令和５年度の受入実績】

実施日	受入町	受入対象※1	主な訪問場所
4/6	江差病院	５年生１名	追分会館、山車会館、開陽丸見学等、道立江差病院
4/20	奥尻町	５年生１名	鍋釣岩、奥尻市街地周辺、国保病院等
5/11	江差町	５年生１名	追分会館、山車会館、開陽丸、健康体操教室（勉医協五の会）等
5/25	乙部町	５年生１名	いきいき教室・シラフラ海岸、国保病院等
6/8	厚沢部町	５年生１名、初期臨床研修医１名※1	認定こども園見学、鵡ダム、元気はつらつ教室、国保病院等
6/22	上ノ国町	５年生１名、６年生１名	いきいき教室・道の駅もんじゅ・上ノ国ワイナリー等
7/6	奥尻町	５年生１名、初期臨床研修医１名※1	鍋釣岩、津波館、奥尻ワイナリー、国保病院等
7/20	江差町	５年生１名	追分会館、山車会館、開陽丸見学、いきいき健康教室等
8/17	乙部町	５年生１名、６年生１名	いきいき教室、元和台湾のプール、国保病院等
8/31	厚沢部町	５年生１名	檜城跡、メークイン農家視察、認定こども園、国保病院等
9/14	上ノ国町	５年生１名、初期臨床研修医１名※1	げんげん教室・道の駅もんじゅ・上ノ国ワイナリー等
9/28	奥尻町	５年生１名	鍋釣岩、津波館、奥尻市街地周辺、国保病院等
10/12	江差町	５年生１名、初期臨床研修医１名※2	追分会館、山車会館、開陽丸、健康体操教室（勉医協五の会）等
10/26	乙部町	５年生１名	いきいき教室、シラフラ海岸、国保病院等
11/9	厚沢部町	５年生１名	デイサービス見学、認定こども園見学、道の駅、国保病院等
11/24	上ノ国町	５年生１名、初期臨床研修医１名※1	ばっちり教室・道の駅もんじゅ・上ノ国ワイナリー等
12/7	江差病院	５年生１名	開陽丸、上ノ国ワイナリー等　※寒天鍋のための奥尻町での調理も予定
12/21	江差町	５年生１名、初期臨床研修医１名※2	追分会館、山車会館、開陽丸、コロナワクチン接種見学等
1/18	乙部町	５年生１名	いきいき教室、シラフラ海岸、国保病院等
2/1	厚沢部町	５年生１名	デイサービス見学、認定こども園見学、道の駅、国保病院等
2/15	上ノ国町	５年生１名	ばっちり教室・道の駅もんじゅ・上ノ国ワイナリー等
2/29	奥尻町	５年生１名	鍋釣岩、奥尻市街地周辺、国保病院等

※1　函館五稜郭病院からの受入
※2　札医大病院からの受入

地域医療に対する理解を促進するため、「医療介護のつどい」をテーマとして、住民向け地域公開講座を令和５年度に開催しました（資料７）。

おわりに

本法人は、令和２年９月に地域医療連携推進法人として知事の認定を受けて以降、様々な取組を進めてまいりましたが、地域の人口減少や高齢化の進行に伴い、医療重要が大きく変化する中で、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、医療を取り巻く環境は厳しさが増しています。道立江差病院をはじめ南檜山圏域内の医療機関が今後とも地域で必要とされる医療を提供していくため、引き続き医療機関との連携や役割・機能分担を進めるとともに、地域住民が医療や介護サービスが必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携も十分考慮しながら、南檜山メディカルネットワークが中心となって、この地域の医療連携方策の推進について検討し、住民が安心して医療やサービスを利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

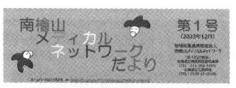
資料７

地域住民への理解促進に向けた取組

法人便りの発行

➢ 法人の事業等について地域住民への周知を図り、圏域内医療機関の利用を促進

<表>







<裏>



地域公開講座の開催

➢ 意見交換等を通じて、地域住民の地域医療に対する理解を促進するため、地域公開講座を開催

<表>



<裏>



